

破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合に、破産手続開始時の債権の額を基礎として計算された配当額のうち実体法上の残債権額を超過する部分が当該債権に配当されたときにおいて、超過部分全額について不当利得が成立するとされた事例

【文 献 種 別】 判決／大阪高等裁判所
【裁判年月日】 令和 1 年 8 月 29 日
【事 件 番 号】 平成 31 年（ネ）第 444 号
【事 件 名】 不当利得返還請求控訴事件
【裁 判 結 果】 控訴棄却（上告、上告受理申立て）
【参 照 法 令】 民法 703 条・704 条、破産法 104 条
【掲 載 誌】 金法 2129 号 66 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25564735

同志社大学教授 金 春

事実の概要

破産会社 A の B 信用金庫に対する借入金債務を保証していた Y 信用保証協会（被告、控訴人）は、B に対して借入金債務の元本全額及び破産手続開始日の前日までの利息全額と遅延損害金の一部を代位弁済し、これにより取得した求償金元本（以下「本件破産債権」という）を破産債権として届け出た（B は上記代位弁済後、開始時前の一部損害金を除いて破産債権届出を取り下げた）。Y はこの際、代位弁済額に対する代位弁済日の翌日以降の遅延損害金等を劣後的破産債権として届け出た。

X（原告、被控訴人）は、A の Y に対する求償金債務を担保するため自己所有不動産に根抵当権を設定した物上保証人であったが、破産手続開始後、上記不動産の売却代金の一部を本件破産債権に対する弁済として支払った。この代位弁済により、破産手続開始時の Y の債権の額を基礎として計算された配当額のうち実体法上の残債権額を超過する部分が X に配当すべき配当表が作成されたところ、最三小決平 29・9・12（民集 71 巻 7 号 1073 頁・金法 2075 号 6 頁。以下「平成 29 年最高裁決定」という）は、決定要旨において、「破産法 104 条 1 項及び 2 項は、……配当額の計算の基礎となる債権額と実体法上の債権額とのかい離を認めるものであり、その結果として、債権者が実体法上の債権額を超過する額の配当を受けるという事態が生じ得ることを許容しているものと解される」とした上、「破産債権者が破産手続開始後に

物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始の時点における債権の額として確定したものを基礎として計算された配当額が実体法上の残債権額を超過するときは、その超過する部分は当該債権について配当すべきである」旨判示した。

A の破産管財人は、平成 29 年最高裁決定を受けて配当表を更正して、平成 29 年 12 月 7 日、本件破産債権の残額約 3057 万円を超える約 4512 万円（破産手続開始時の債権額約 5600 万円に配当率約 80%を乗じたもの）を Y に配当した（以下「本件配当」という）。上記約 3057 万円と約 4512 万円との差額約 1455 万円が本件超過部分であり、上記配当時の Y の劣後的破産債権の額は約 2830 万円であった。

本件は、X が Y に対し、X 損失のもと、Y が法律上の原因なく利得したものであると主張して、民法 703 条の不当利得返還請求権に基づき本件超過部分及び悪意の受益者に当たるとして同法 704 条前段に基づき配当受領日以降の年 5 分の割合による利息の支払を求めて訴えを提起した事案である。

原審（大阪地判平 31・1・17 金法 2119 号 69 頁）は、後述控訴審判決要旨と概ね同様の理由で、X の請求を全部認容したところ、Y が控訴した。

判決の要旨

控訴棄却。

1 Yの不当利得の成否について

「本件配当は、劣後的破産債権ではなく一般破産債権に対してなされたものであり、本件破産債権に対する配当も、あくまで一般破産債権に対する配当としてなされたものである。……

このように、本件代位弁済により本件破産債権の一部が実体法上控訴人から被控訴人に移転していた以上、本件破産債権についての配当額と配当の時点で控訴人が有していた本件破産債権の額との差額である本件超過部分については、実体法上、控訴人がこれを受領する地位ではなく、被控訴人がこれを受領する地位にあったというべきである。……

このように、本件超過部分が一般破産債権である本件破産債権に対する配当から生じたものである以上、本件破産手続において一般破産債権に劣後するものとされて配当がされなかった本件遅延損害金にこれを充当することは、一般破産債権と劣後的破産債権とを峻別し、配当において前者を後者に優先した破産法の趣旨等に照らして許されず、控訴人がこれを被控訴人に交付しないで保持することについて法律上の原因はないというべきである。そして、上記のとおり、本件超過部分は実体法上被控訴人に帰属すべきものであるところ、これを控訴人が保持することは、法律上の原因なく被控訴人の損失の下で控訴人が利得しているといえる。」

2 悪意の受益者について

「本件最決（平成 29 年 9 月 12 日決定）において『そのような配当を受けた債権者が、債権の一部を弁済した求償権者に対し、不当利得として超過部分相当額を返還すべき義務を負うことは別論である。』と判示されており、本件最決後も、控訴人が本件超過部分を劣後的破産債権に充当することを認める旨の学説が有力であったとはいえないことからすれば、控訴人は、本件超過部分を保持することに法律上の原因がないことについて、同年 12 月 7 日の受領の時点から悪意であったと認められる。」したがって、控訴人は、平成 29 年 12 月 7 日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による民法 704 条の利息の支払義務を負う。

判例の解説

一 問題の所在

破産法 104 条の開始時現存額主義との関係で、破産手続開始後の一部弁済の結果として原債権者に対する配当額が実体法上の残債権額を超過する問題が生ずるが、この場合の処理については、①超過部分を原債権者に配当し、配当後に原債権者と求償権者間の不当利得の問題として処理する説（不当利得説）、②求償権者に帰属すべきであり、求償権者に配当する説（求償権者帰属説）、③破産財団帰属説と見解が分かれていた¹⁾。この点、平成 29 年最高裁決定は、「……その超過する部分は当該債権について配当すべきである」旨判示するとともに、傍論において、「(なお、そのような配当を受けた債権者が、債権の一部を弁済した求償権者に対し、不当利得として超過部分相当額を返還すべき義務を負うことは別論である。)」としており、不当利得説を採用したものと解されている²⁾。

もっとも、平成 29 年最高裁決定以降も、超過配当が生じない配当実務の工夫として、中間配当、請求異議の訴訟や和解等が論じられてきたが³⁾、本件はそのような対応が困難であった事案であり⁴⁾、破産管財人が超過部分を原債権者に配当したところ、物上保証人が不当利得返還請求権に基づき超過部分等の返還を求めたものである。そして、本件では、原債権者が劣後的破産債権をも有しており、不当利得が成立するとしても、超過部分の劣後的破産債権への充当が認められ、劣後的破産債権部分については不当利得が成立しないのか、それとも超過部分全額について不当利得が成立するかが争点となった。

二 学説の状況

本件の争点については、平成 29 年最高裁決定の残された問題として多くの議論がなされてきた⁵⁾。

この点、劣後的破産債権といっても実体法上は債権者の債権が存在していることには変わりなく、超過部分の劣後的破産債権への充当により、債権者の受領は「法律上の原因」を欠くといえず、劣後的破産債権部分には不当利得は成立しないとするものがある⁶⁾。山本（和）・後掲 586 頁は、一般破産債権と劣後的破産債権は破産手続上の区別にすぎず、超過部分の帰属は原債権者と求

債権者間の問題であり、不当利得の場面では実体法上の優劣関係を尊重すべきであるところ、実体法上は遅延損害金等についても債権者が優先するので、劣後的破産債権の部分には不当利得は成立しないとする⁷⁾。なお、山本（和）説は一貫して原債権者優先主義を強調しており、超過部分の配当に際して求償権者帰属説に立つが、原債権者は劣後的破産債権を含めて求償権者に優先すると解するものである⁸⁾。

これに対して、斉藤・後掲 98 頁等の調査官解説は、「超過部分を含む配当はあくまで一般の破産債権である本件破産債権についてされたものであり、超過部分は実質的には求償権者に移転した原債権についての配当といえることができるものであるから、配当の対象となっていない劣後的破産債権の存在を理由に不当利得の成立を否定することはできないものと考えられる」とする⁹⁾。岡・後掲 1 頁も、本件破産配当金は原債権者の債権（劣後的破産債権を含む）に対する弁済ではなく、原債権者に対する弁済金に流用することはできず、充当の問題でない（民法 488 条以下）と解する¹⁰⁾。沖野・後掲 13 頁は、破産手続上一般破産債権を劣後的破産債権に優先して配当させる規律は債権者間の公平、手続の迅速的な遂行からの強い要請であり、求償権者に割り当てるべき財産が原債権者に配当されてしまったときは、これを回復すべく、「侵害利得」の類型として不当利得で調整すべきであるとして、劣後的破産債権を含めて不当利得が成立する旨を説く^{11) 12)}。

このように、学説の対立点は、実体法上の優劣関係を重視するか、それとも破産配当の性質と充当の関係や破産配当における劣後的破産債権と一般破産債権の規律を重視するかにあるといえよう。

三 本判決の評価

本判決は、①本件配当は、劣後的破産債権ではなく一般破産債権に対してなされたものであり、本件超過部分については実体法上 Y でなく、X がこれを受領する地位にあったこと、②本件超過部分を本件遅延損害金に充当することは、一般破産債権と劣後的破産債権とを峻別し、配当において前者を後者に優先した破産法の趣旨等に照らして許されないこと、③実体法上 X に帰属すべきものである本件超過部分を Y が領得することは法律上

の原因なく X の損失のもとで Y が利得しているといえる等主に 3 つの理由を述べて、本件超過部分の劣後的破産債権たる遅延損害金への充当を否定し、本件超過部分全額について不当利得の成立を認めたものである¹³⁾。

Y は、本件超過部分を本件遅延損害金に充当できるかどうかについては実体法上の優劣関係について判断すべきであるところ、実体法上、物上保証人は、原債権者が遅延損害金部分を含めて全額の満足を得ない限りは原債権者に代位しないとされているから、充当できる旨主張したところ、本判決は、「本件超過部分が一般破産債権に対する配当から生じたものである以上、受領後の帰属についても破産法の趣旨等を反映させるべきであり、控訴人が、一般実体法に従って本件破産手続において配当を受ける余地がなかった本件遅延損害金への充当を主張することは、一般破産債権に対してのみ配当するという本件破産手続における本件配当の趣旨に反する。」として、Y の主張を排斥した。

このようにみると、本判決は、破産配当の性質や破産手続における劣後的破産債権と一般破産債権の規律を重視する観点から、超過部分の劣後的破産債権部分への充当を否定し、超過部分全体について不当利得が成立するとしたものであり、劣後的破産債権部分を含めて不当利得を肯定する前述の学説の議論を踏まえたものと考えられる。不当利得返還請求は法律上の原因がない利得について返還させる制度であるところ、本件では破産配当金の帰属が問題となっており、原債権者が受領した配当金につき充当の可否ないし「法律上の原因」の存在を判断するに当たっては、実体法上遅延損害金等が存在するからではなく、やはり破産配当の規律をそのままにして判断すべきではないかと考えており、この点についての本判決の判断は支持されるべきであろう。

ところで、求償権者の原債権者への代位に関する規定である破産法 104 条 4 項の「債権の全額」の消滅に破産手続開始後の利息及び損害金等の劣後的破産債権を含むかについては、平成 29 年最高裁決定の原々決定（大阪地堺支決平 28・6・16 金法 2071 号 106 頁）においてこれを含まないとする開始時債権額消滅説、原決定（大阪高決平 29・1・6 金法 2071 号 99 頁）においてこれを含むとする原債権全額消滅説が示されている一方、同

最高裁決定は立場を明らかにしなかった¹⁴⁾。原債権全額消滅説によると債権者が劣後的破産債権も含む届出債権全額の満足を受けない限り、物上保証人は破産債権者としての一切の権利を行使できないこととなり、本件の判断にも影響を及ぼすこととなる。本判決は、「債権の全額」の文理解釈、劣後的破産債権をも含むとすると物上保証人を著しく不利益な立場に置く等を理由として、開始時債権額消滅説に立つことを明らかにし、Yの主張を排斥した。原債権者優先主義をどこまで貫徹するかに係わる問題であるが、最高裁平成29年決定の土台には開始時債権額消滅説があったものと考えられる。

なお、本判決は、Xが配当金を受領した日から悪意の受益者であり、年5分の割合による利息の返還（民法704条前段）を命じているが、本件配当は管財人の職務追行によるものであり、また本件超過部分の劣後的破産債権への充当の可否については少なからず学説上論争があったところを踏まえると、この点についての本判決の判断には疑問も残るところである。

四 本判決の意義と射程

本判決は、破産債権者が破産手続開始後に物上保証人から債権の一部の弁済を受けた場合において、破産手続開始時の債権の額を基礎として計算された配当額のうち実体法上の残債権額を超過する部分が当該債権に配当されたときは、配当を受けた当該破産債権者が、超過部分を劣後的破産債権に充当することは許されず、超過部分全額について当該物上保証人に対して不当利得返還義務を負うと初めて判断したものとして、重要な意義を有する。

本判決は物上保証人が一部弁済をした事案に係るものであるが、連帯保証人又は連帯債務者の一部弁済により、破産者に対する求償権が発生する事案においてもその射程が及ぶものと思われる。もっとも、求償権者が保証人である場合、求償権者の不当利得返還請求に対し、債権者は、別個の実体法上の根拠（債権者と求償権者との間の保証契約）に基づき、遅延損害金等についての保証債務履行請求権との相段を主張する選択肢はなお残されるので¹⁵⁾、この場合に不当利得を認める実質的意義は大きくないかもしれない。

本判決については、上告、上告受理申立てがさ

れており、最高裁の判断が待たれるところである。

●—注

- 1) 伊藤眞ほか『条解破産法〔第2版〕』（弘文堂、2014年）769頁、園尾隆司＝小林秀之編『条解民事再生法〔第3版〕』（弘文堂、2013年）447頁、山本和彦「手続開始時現存額主義の現状と将来——改正民法の弁済による代位の規律も踏まえて」岡伸浩ほか編著『破産管財人の債権調査・配当』（商事法務、2017年）578頁、松下満俊「破産手続における開始時現存額主義をめぐる諸問題」岡正晶ほか監修『倒産法の最新論点ソリューション』（弘文堂、2013年）112頁、山本研「手続開始時現存額主義により生ずる超過配当の処理」伊藤眞先生古希祝賀『民事手続の現代的使命』（有斐閣、2015年）1203頁等参照。
- 2) 齋藤毅「判解」ジュリ1514号97頁。
- 3) 杉本和志「判批」金法2078号34頁、尾河吉久「判批」金法2089号48頁、木村真也「判批」新・判例解説Watch（法セ増刊）22号205頁、「（特集）保証に関する諸問題——全国倒産処理弁護士ネットワーク第17回大会」事業再生と債権管理164号40頁。
- 4) 木村・前掲注3）の注8参照。
- 5) 本稿の脚注に掲げる諸文献を参照。
- 6) 特集・前掲注3）37頁〔三枝〕。
- 7) 山本（和）・前掲注1）586頁、特集・前掲注3）50頁同旨。田頭章一「判批」金法2097号（2018年）47頁は、超過部分の配当について不当利得説に立つが、実体的な帰属関係の調整は弁済による代位をめぐる実体関係に立ち返って判断すべきとして、劣後的破産債権額を控除した超過部分が求償権者に最終的に帰属すべきとしている。
- 8) 山本（和）・前掲注1）578頁以下。
- 9) 齋藤・前掲注2）98頁、同「本件判解」曹時70巻7号（2018年）2071頁。特集・前掲注3）48頁〔木内〕も同旨。
- 10) 岡正晶「判批」金判1529号1頁。
- 11) 特集・前掲注3）13頁、40頁〔沖野〕参照。
- 12) このほか、劣後的破産債権部分を含めて不当利得が成立するものとして、佐藤吉浩「判批」銀法825号（2018年）40頁、特集・前掲注3）38頁〔木村〕、杉本純子「判批」民商154巻6号73頁。
- 13) 本件匿名コメント・金法2129号67頁。
- 14) 開始時債権額消滅説を支持するものとして、中井康之「開始時現存額主義と原債権者優先主義」木内道祥先生古希・最高裁判事退官記念論文集『家族と倒産の未来を拓く』（きんざい、2018年）425頁、松下淳一「開始時現存額主義に関する若干の覚書」高橋宏志先生古希祝賀『民事訴訟法の理論』（有斐閣、2018年）1315頁。
- 15) 岡・前掲注10）1頁、齋藤・前掲注9）「本件判解」2072頁、杉本和士（司会）ほか〈座談会〉5つの重要倒産判例で考えるその射程と今後の金融実務」金法2087号8頁、特集・前掲注3）39頁参照。